資料3－2
野間口委員配布資料

2005-**4**-**4**

権利保護基盤の強化に関する専門調査会
会長　阿部　博之殿

三 菱 電 機 株 式 会 社
執行役社長　野間口　有

「中小・ベンチャー企業の知的財産を巡る諸問題とその対応策」対する意見

「中小・ベンチャー企業の知的財産を巡る諸問題とその対応策」においては、様々な課題が指摘されていますが、中小・ベンチャー企業だけの視点では扱えない課題や、知的財産の視点からだけでは対応できない課題も少なくなく、総合的な観点からの検討が必要と考えられます。

これを踏まえ、以下のコメントを行いたい。

１．基本的に知的財産立国の実現にとって重要なことは、技術力のある中小・ﾍﾞﾝﾁｬｰ企業が、新しい知的財産を生み出し、それをもとに競争力のある製品・サービスを創出していくことである。この意味で、特許料の減額を含め中小・ベンチャー企業であれば一律に支援するのではなく、国際競争力強化につながる可能性を秘めた技術をベースに真に頑張っている企業を有効に支援することが重要であると考えます。

２．中小・ベンチャー企業から指摘された様々な問題は、それらを精査した上で、現行法・制度の周知徹底、運用方法の改善による解決を図ることが重要であり、新たな法制度の整備は、十分な検討を行った後、必要に応じ行うことが望ましい。

３．個別の課題として、以下の 2 点の推進をお願いしたい。

(1) 産学連携の円滑化において、「特許情報へのアクセス機能の強化」として、大学の研究者が、相互に利用し合える情報・システムの充実化が述べられているが、これに加えて、中小・ベンチャー企業がアクセスし、産学連携の強化のために活用できる情報（例えば：技術分野ごとに整理された各大学・担当教授等の研究項目や内容等）の充実化が望まれる。これは、中小・ベンチャー企業のみならず、広く企業全般にとって有効なものと考えます。

(2)同じく、産学連携の円滑化における、「橋渡し機能の強化」として、大学と企業の橋渡し機能として、TLO、公的研究機関や商社・コンサルタント等の活用が述べられているが、公的研究機関や公設試験所の活用による技術・ノウハウのインキュベート機能強化及び商社・コンサルタント、場合によっては企業の営業経験者の活用によるマーケティング機能強化等、具体的施策の強化が必要と考えます。

以上